四　前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五　当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十九　学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学（以下「旧岐阜大学」という。）及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学機構となつた旧国立大学法人名古屋大学（以下「旧名古屋大学」という。）

第九条の四に次の一号を加える。

百三十五　旧岐阜大学及び旧名古屋大学

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令及び障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「国立大学に」を「国立大学法人が設置する大学に」に、「国立大学の学長」を「国立大学法人の学長又は理事長」に改める。

一　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第一条第一項

二　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）第一条第一項

（国立大学法人評価委員会令の一部改正）

第五条　国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に改め、同条第二項中「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の三第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第六条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、国立大学法人岐阜大学」を削り、「国立大学法人電気通信大学」の下に「、国立大学法人東海国立大学機構」を加え、「、国立大学法人名古屋大学」を削る。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正）

第七条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

第二章　経過措置

（国が承継する資産の範囲等）

第八条　学校教育法等の一部を改正する法律（次条及び第十条第一項において「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

２　前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続等）

第九条　改正法附則第三条第九項の規定により国立大学法人東海国立大学機構（以下この条及び附則第三項において「東海国立大学機構」という。）が行うものとされる国立大学法人岐阜大学（次条第一項及び附則第三項において「岐阜大学法人」という。）の行った事業に係る積立金の処分の業務については、東海国立大学機構の行った事業に係る積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。この場合において、同令第四条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行の日を含む」と、同項中「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあり、及び同令第五条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「令和二年六月三十日」と、同令第六条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「令和二年七月十日」とする。

（岐阜大学法人の解散の登記の嘱託等）

第十条　改正法附則第三条第一項の規定により岐阜大学法人が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

２　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

２　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の項中「第一条、第二条第二項及び第三条から第五条まで」を「第二条、第三条第二項及び第四条から第六条まで」に改める。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

３　岐阜大学法人の最終事業年度（平成三十一年四月一日に始まる事業年度をいう。）の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条の規定による環境報告書の作成及び公表については、岐阜大学法人の事業活動を東海国立大学機構の事業活動とみなして、東海国立大学機構が行うものとする。この場合において、同条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令・環境省令」と、「毎事業年度」とあるのは「平成三十一年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る」と、同法第十六条中「第九条第一項」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）附則第三項の規定により読み替えて適用される第九条第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
環境大臣　原田　義昭

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一号中「第九条第二号」を「第九条第一号」に、「第三十八条第八項」を「第三十八条第八項第一号」に、「準用する」を「引用する」に改め、同条第四号中「第五条第一項第三号」に改める。